

茨附個運第10号
令和5年11月24日

茨木市長 福岡 洋一 様
(担当課：市民課)

茨木市個人情報保護運営審議会
会長 岡田 春 男

特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について（答申）

令和5年10月17日付け茨市民第3177号により諮問のあった標記の件について、
下記のとおり答申します。

記

1 審議会の経過

(1) 審議日

令和5年10月25日

(2) 審議会の結論

住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書（案）（以下「評価書」という。）については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、実施機関が適切に特定個人情報保護評価を実施していると判断する。

2 諮問の要旨

本件は、特定個人情報ファイルを取り扱う市民課の住民基本台帳事務に関し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を求めるものである。

3 審議会の判断

評価書の記載事項を確認したところ、特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、特定されたリスクの発生を低減するために講じるべき措置を具体的に記載するなど、特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断したことから、審議会は上記1(2)の結論に達した。

以上

茨附個運第11号
令和5年11月24日

茨木市長 福岡 洋一 様
(担当課：市民税課)

茨木市個人情報保護運営審議会
会長 岡田 春 男

特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について（答申）

令和5年10月18日付け茨市税第1536号により諮問のあった標記の件について、
下記のとおり答申します。

記

1 審議会の経過

(1) 審議日

令和5年10月25日

(2) 審議会の結論

個人住民税賦課事務に関する特定個人情報保護評価書（案）（以下「評価書」という。）については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、実施機関が適切に特定個人情報保護評価を実施していると判断する。

2 諮問の要旨

本件は、特定個人情報ファイルを取り扱う市民税課の個人住民税賦課事務に関し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を求めるものである。

3 審議会の判断

評価書の記載事項を確認したところ、特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、特定されたリスクの発生を低減するために講じるべき措置を具体的に記載するなど、特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断したことから、審議会は上記1(2)の結論に達した。

以上